

北本市教育委員会 令和5年3月定例会会議録					
1 日 時	令和5年3月22日(木) 午後2時00分から4時11分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の 氏 名	一 黒川範子	二 委員 久保田篤正	三 委員 若山晋		
	四 委員 関根桂子				
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席 し た 職 員	草野教育部長、和泉学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、中根文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会3月定例会を開会する。				
2 会議録の承認 に つ い て	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会2月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会2月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会2月定例会の議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名につい て	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の黒川委員にお願いする。				
4 議事の取扱いの発議	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が15件、議案が12件の計27件である。 なお、本日の教委報告第22号から第25号、教委議案第18号、第19号、第21号から第23号については個人情報に関する案件、教委議案第20号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本日の教委報告第22号から第25号、教委議案第18号から第23号については、「非公開」審議とする。				

5 報告事項(公開案件)	
(1) 教委報告 第11号「教 育長の決裁 処分(共催・ 後援)の報告 について」	<p>神子教育長： 教委報告第11号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第11号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第11号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第11号については、了承とする。</p>
(2) 教委報告 第12号「令 和5年度北 本市立教育 センター事 業計画につ いて」	<p>神子教育長： 教委報告第12号「令和5年度北本市立教育センター事業計画について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委報告第12号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第12号について、質疑はあるか。</p> <p>関根委員： 言葉の教室の講師というのは、言語聴覚士ということか。</p> <p>和泉学校教育課長： その通りである。 言語聴覚士の資格を所持している者が対応する。</p> <p>神子教育長： 教委報告第12号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第12号については、了承とする。</p>
(3) 教委報告 第13号「北 本市体育セ ンター令和 5年度事業 計画につい て」	<p>神子教育長： 教委報告第13号「北本市体育センター令和5年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第13号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第13号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第13号については、了承とする。</p>
(4) 教委報告	神子教育長： 教委報告第14号「北本市野外活動センター令和5年度事業

<p>第14号「北本市野外活動センター令和5年度事業計画について」</p>	<p>計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第14号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第14号について、質疑はあるか。</p> <p>黒川委員：提案事業計画の⑤が無いが、何があるのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長：単純な誤りである。 ⑥を⑤に、⑦を⑥と修正する。</p> <p>神子教育長：教委報告第14号について、他に質疑はあるか。</p> <p>—特に意見なし—</p> <p>神子教育長：教委報告第14号については、了承とする。</p>
<p>(5) 教委報告第15号「北本市地区公民館等令和5年度事業計画について」</p>	<p>神子教育長：教委報告第15号「北本市地区公民館等令和5年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第15号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第15号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長：地区公民館等の事業において、若い世代を対象とするものはあるのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長：夏休み期間中に公民館サマーフェスタを実施しており、子供達も楽しんでいる事業である。 30代、40代を対象とした事業で何ができるかも検討していきたい。</p> <p>黒川委員：公認スポーツ施設管理士の配置については、令和5年度から新たに配置したのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長：すでに資格取得されており、配置がなされている。</p> <p>若山委員：勤労福祉センターの主催事業に電車広場という事業があるが、どういったものか。</p> <p>櫻井生涯学習課長：プラレールの展示等を実施する予定と聞いている。</p> <p>神子教育長：教委報告第15号について、他に質疑はあるか。</p>

	— 特に意見なし —
	<p>神子教育長： 教委報告第15号については、了承とする。</p>
(6) 教委報告 第16号「北 本市文化セ ンター令和 5年度事業 計画につい て」	<p>神子教育長： 教委報告第16号「北本市文化センター令和5年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第16号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第16号について、質疑はあるか。</p> <p>若山委員： 中央図書館の目標利用者数が210,000人となってい るが、365日毎日開館しても、1日600人程度の来館が必要となる。 昨年度の利用者数はどのくらいだったのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 令和3年度の来館者数は175,388人、貸出利用者数は 76,933人、令和4年度上半期の来館者数は98,909 人、貸出利用者数は38,997人でした。</p> <p>神子教育長： 教委報告第16号について、他に質疑はあるか。</p>
	— 特に意見なし —
	<p>神子教育長： 教委報告第16号については、了承とする。</p>
(7) 教委報告 第17号「北 本市立こど も図書館令 和5年度事 業計画につ いて」	<p>神子教育長： 教委報告第17号「北本市立こども図書館令和5年度事業計 画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第17号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第17号について、質疑はあるか。</p>
	— 特に意見なし —
	<p>神子教育長： 教委報告第17号については、了承とする。</p>
(8) 教委報告 第18号「市 民大学きた もと学苑の 令和4年度」	<p>神子教育長： 教委報告第18号「市民大学きたもと学苑の令和4年度の実 施状況について」について、生涯学習課より説明をお願いす る。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第18号の説明)</p>

<p>の実施状況について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第18号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 受講者の年齢別のばらつき、男女別のばらつきが大きい状況である。 親子で参加したり、夫婦で参加出来る講座も検討いただきたい。</p> <p>櫻井生涯学習課長： コロナの影響がまだあるためなのか、中々人が集まらない講座がある。 下半期の後期日程に向けて講座内容等検討したい。</p> <p>関根委員： 魅力的な講座はあるが、参加できる時間が少ないため、この点を工夫できると参加者が増えるのではないか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 市民の方が市民教授として務めていただいているため、無理にはお願い出来ないが、可能な範囲で時間帯の検討をしたい。</p> <p>神子教育長： 教委報告第18号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p>
<p>(9) 教委報告第19号「石戸蒲ザクラ追加指定地のフェンス撤去工事について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第19号「石戸蒲ザクラ追加指定地のフェンス撤去工事について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>中根文化財保護課長： (教委報告第19号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第19号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p>
<p>(10) 教委報告第20号「石戸蒲ザクラ国指定100年記念講演会について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第20号「石戸蒲ザ克拉国指定100年記念講演会について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>中根文化財保護課長： (教委報告第20号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第20号について、質疑はあるか。</p>

て」	<p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第20号については、了承とする。</p> <p>(11) 教委報告 第21号「第 24回北本 市郷土芸能 大会につい て」</p> <p>神子教育長： 教委報告第21号「第24回北本市郷土芸能大会について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>中根文化財保護課長： (教委報告第21号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第21号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第21号については、了承とする。</p> <p>(12) 教委報告 第26号「令 和5年第1 回北本市議 会定例会一 般質問答弁 について」</p> <p>神子教育長： 教委報告第26号「令和5年第1回北本市議会定例会一般質問答弁について」について、教育部長より説明をお願いする。</p> <p>草野教育部長： (教委報告第26号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第26号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第26号については、了承とする。</p> <p>6 議案審議(公開 案件)</p> <p>(13) 教委議案 第13号「令 和5年度教 育行政の重 点施策につ いて」</p> <p>神子教育長： 議案審議の公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第13号「令和5年度教育行政の重点施策について」について、教育部長より説明をお願いする。</p> <p>草野教育部長： (教委議案第13号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第13号について、質疑はあるか。</p> <p>黒川委員： 例えば、コミュニティ・スクールの研究・推進について、変更概要の変更後の欄には記載が無いがどういう意味か。</p> <p>和泉学校教育課長： 第3期北市教育振興基本計画の変更により、重点項目から解除し、枠囲みを外した。</p> <p>神子教育長： 教委議案第13号について、他に質疑はあるか。</p>
----	---

	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第13号については、可決とする。
(14) 教委議案 第14号「令 和5年度指 導の重点に ついて」	神子教育長： 教委議案第14号「令和5年度指導の重点について」について、学校教育課より説明をお願いする。 和泉学校教育課長： (教委議案第14号の説明) 神子教育長： 教委議案第14号について、質疑はあるか。 若山委員： 指導の重点内、子供たちと記載があるところは、第3期北本市教育振興基本計画での見直しと同様に、児童・生徒と記載を変更するのか。 和泉学校教育課長： 内容を再度精査して、必要な場合は記載を変更する。 文献から引用しているものは、その文言と一致させるため、あえて児童・生徒と記載していないものもある。 黒川委員： 特色ある学校づくりが、魅力ある学校づくりへと変更になっているが、いつ頃からこの言葉が用いられるようになったのか。 和泉学校教育課長： 県で令和元年に特色ある学校づくりから魅力ある学校づくりと変更になった。 市では、第3期北本市教育振興基本計画から変更した。 神子教育長： 教委議案第14号について、他に質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第14号については、可決とする。
(15) 教委議案 第15号「北 本市野外活 動センター設 置及び管 理条例施 行規則につ いて」	神子教育長： 教委議案第15号「北本市野外活動センター設置及び管理条例施行規則について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長： (教委議案第15号の説明) 神子教育長： 教委議案第15号について、質疑はあるか。 神子教育長： 利用予約のキャンセルが出やすくなると思うが、その対応は

	<p>どうするか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 利便性の向上を重視し、規則の改正を行いたいと考えている。</p> <p>キャンセルが発生した場合については、キャンセル料を払っていただく必要があるため、納付書等を送付し対応したい。</p> <p>利用状況等を確認しながら、必要があれば対応を行っていく。</p> <p>神子教育長： 教委議案第15号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第15号については、可決とする。</p>
(16) 教委議案 第16号「北 本市部落差 別解消に向 けた教育に 関する基本 方針（案）に ついて」	<p>櫻井生涯学習課長： 教委議案第16号「北本市部落差別解消に向けた教育に関する基本方針（案）について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： （教委議案第16号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委議案第16号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第16号については、可決とする。</p>
(17) 委議案第 17号「北本 市歴史資料 の保存及び 利用に関す る規定の一 部を改正す る訓令につ いて」	<p>神子教育長： 教委議案第17号「北本市歴史資料の保存及び利用に関する規定の一部を改正する訓令について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>中根文化財保護課長： （教委議案第17号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委議案第17号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第17号については、可決とする。</p>
7 報告事項(非公 開案件)	<p>神子教育長： 報告事項の非公開案件に入る。</p>
(18) 教委報告 第22号「令	<p>神子教育長： 教委報告第22号「令和4年度北本市就学支援委員会支援結果について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p>

	<p>議案に關係のない職員の退席を求める。</p> <p>— 関係のない職員、退席 —</p> <p>和泉学校教育課長：（教委報告第22号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第22号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長：教委報告第22号については、了承とする。</p> <p>— 関係職員、入替 —</p>
(19) 教委報告 第23号「北 本市人権教 育推進委員 会委員の委 嘱について」	<p>神子教育長：教委報告第23号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第23号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第23号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長：教委報告第23号については、了承とする。</p>
(20) 教委報告 第24号「北 本市社会教 育委員の委 嘱について」	<p>神子教育長：教委報告第24号「北本市社会教育委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第24号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第24号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長：教委報告第24号については、了承とする。</p>
21 教委報告 第25号「北 本市青少年 問題協議会 委員の委嘱 について」	<p>神子教育長：教委報告第25号「北本市青少年問題協議会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第25号の説明）</p> <p>神子教育長：教委報告第25号について、質疑はあるか。</p>

	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委報告第25号については、了承とする。
8 審議案件(非公開案件)	神子教育長： 審議案件の非公開案件に入る。
22 教委議案 第18号「北本市スポーツ推進委員の委嘱について」	神子教育長： 教委議案第18号「北本市スポーツ推進委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長： (教委議案第18号の説明) 神子教育長： 教委議案第18号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第18号については、可決とする。
	— 関係職員、入替 —
23 教委議案 第19号「北本市文化財保護審議会委員の委嘱について」	神子教育長： 教委議案第19号「北本市文化財保護審議会委員の委嘱について」について、文化財保護課より説明をお願いする。 中根文化財保護課長： (教委議案第19号の説明) 神子教育長： 教委議案第19号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第19号については、可決とする。
	— 関係職員、入替 —
24 教委議案 第20号「人事異動に関する意見聴取について」	神子教育長： 教委議案第20号「人事異動に関する意見聴取について」については、私から説明させていただく。 中根文化財保護課長： (教委議案第20号の説明) 神子教育長： 教委議案第20号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第20号については、可決とする。

	— 関係職員、入替 —
25 教委議案第21号「教育相談員の任用について」	<p>神子教育長： 教委議案第21号「教育相談員の任用について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第21号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第21号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第21号については、可決とする。</p>
26 教委議案第22号「教育センター所長の任命について」	<p>神子教育長： 教委議案第22号「教育センター所長の任命について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第22号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第22号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第22号については、可決とする。</p>
27 教委議案第23号「教育指導員の任用について」	<p>神子教育長： 教委議案第23号「教育指導員の任用について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第23号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第23号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第23号については、可決とする。</p> <p style="text-align: center;">— 職員、入室 —</p>
9 その他	<p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>学校教育課： (教職員就任式について)</p>

10 閉会の宣言	神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会3月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和5年4月27日 教育長 神子修一 署名委員 川瀬千鶴子 書記 渡辺元